

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A - 1 次の記述は、無線局の免許の有効期間について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許の有効期間は、免許の日から起算して □ A □ を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、□ B □ を妨げない。

航空法第60条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空機局（「義務航空機局」という。）の免許の有効期間は、□ C □ の規定にかかわらず、□ C □ とする。

A	B	C
1 5年	免許の更新	10年
2 5年	再免許	無期限
3 3年	免許の更新	無期限
4 3年	再免許	10年

A - 2 次の記述は、義務航空機局の送信設備の有効通達距離について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

A3E電波 □ A □ の周波数を使用する送信設備及びATCRBSの無線局のうち航空機に開設するものの無線設備（「ATCトランスポンダ」という。）の送信設備については、□ B □ キロメートル（当該航空機の飛行する最高高度について、次に掲げる式により求められるDの値が □ B □ キロメートル未満のものにあつては、その値）以上であること。

$$D = 3.8 \sqrt{h} \text{ キロメートル}$$

hは、当該航空機の飛行する最高高度をメートルで表した数とする。

A	B
1 28MHz以下	370.4
2 28MHz以下	314.8
3 118MHzから144MHzまで	370.4
4 118MHzから144MHzまで	314.8

A - 3 次の記述は、無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作について、電波法施行規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作で □ A □ に関するもの

航空局の無線設備の通信操作で次に掲げる通信の連絡の設定及び終了に関するもの（自動装置による連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。）

(1) 無線方向探知に関する通信

(2) □ B □ に関する通信

(3) 気象通報に関する通信（(2)に掲げるものを除く。）

及び □ B □ に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの

A	B
1 遭難通信又は緊急通信	航空機の安全運航
2 遭難通信又は緊急通信	航空機の正常運航
3 航空機の航行の安全のための通信	航空機の安全運航
4 航空機の航行の安全のための通信	航空機の正常運航

A - 4 無線局の運用の通則に関する次の記述のうち、電波法の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合には、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 4 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A - 5 次の記述は、航空機局の運用について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

航空機局の運用は、その航空機の□A□に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信をいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

航空局又は海岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは□B□又は□C□について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 航行中	通信方法	使用電波の型式若しくは周波数
2 航行中	時刻	使用周波数若しくは空中線電力
3 航行中及び航行の準備中	通信方法	使用周波数若しくは空中線電力
4 航行中及び航行の準備中	時刻	使用電波の型式若しくは周波数

A - 6 次の記述は、無線電話通信における通報の送信速度について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線電話通信における通報の送信は、語辞を区切り、かつ、□A□行わなければならない。
遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る の送信速度は、□B□でなければならない。

A	B
1 明りように発音して	受信者が筆記できる程度のもの
2 明りように発音して	原則として、1分間について50字を超えないもの
3 正確に	受信者が筆記できる程度のもの
4 正確に	原則として、1分間について50字を超えないもの

A - 7 次に掲げる通信のうち、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信又は放送の受信を行う場合を除き、電波法の規定により、無線局がその目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができないものを、電波法施行規則の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 気象の照会又は時刻の照合のために行う航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の通信
- 2 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- 3 飛行場内にある航空機運行者の航空局と当該飛行場内を移動する陸上移動局又は携帯局との間に行う飛行場の交通の整理その他飛行場内の取締に関する通信
- 4 航空機局又は航空機に搭載して使用する携帯局と海上移動業務の無線局との間に行う砕氷、海洋の汚染の防止その他の海上における作業のための通信

A - 8 次の記述は、義務航空機局の聴守電波について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

電波法第70条の4（聴守義務）の規定による義務航空機局の聴守電波の型式は、A3E又はJ3Eとし、その周波数は、当該航空機が航行する区域の責任航空局（当該航空機の□A□についての責任を有する航空局をいう。）から指示された周波数及び□B□（□C□の義務航空機局に限る。）とする。

A	B	C
1 航空交通管制に関する通信	1 2 3 . 1 M H z	国際航空に従事する航空機
2 航空交通管制に関する通信	1 2 1 . 5 M H z	長距離洋上飛行中の航空機
3 遭難通信及び緊急通信	1 2 3 . 1 M H z	長距離洋上飛行中の航空機
4 遭難通信及び緊急通信	1 2 1 . 5 M H z	国際航空に従事する航空機

A - 9 無線電話通信において、航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくともどれくらいの時間の間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならないか。無線局運用規則の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 5 秒間 2 1 0 秒間 3 2 0 秒間 4 3 0 秒間 5 1 分間

A - 10 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について、国際電気通信連合憲章の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□A□、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び□B□必要な措置をとる義務を負う。

A	B
1 自国の領域及び公海上において発せられた場合には	実行可能な場合には
2 自国の領域及び公海上において発せられた場合には	直ちに
3 いずれから発せられたかを問わず	実行可能な場合には
4 いずれから発せられたかを問わず	直ちに

A - 11 遭難通報を受信した航空局及び航空機局のとりべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、遭難航空機が通信可能の範囲内にあることが確実にある場合に限り、これに回答することができる。
- 2 航空局及び航空機局は、自局以外の無線局（海上移動業務の無線局を除く。）をあて先として送信された遭難通報を受信した場合において、これに対する当該無線局の回答が認められないときは、遅滞なく、当該遭難通報に回答しなければならない。ただし、他の無線局が既に回答した場合にあっては、この限りでない。
- 3 航空局及び航空機局は、あて先を特定しない遭難通報を受信したときは、遅滞なく、これに回答しなければならない。ただし、他の無線局が既に回答した場合にあっては、この限りでない。
- 4 航空局及び航空機局は、遭難通報に回答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。
- 5 航空局及び航空機局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを航空交通管制の機関に通報しなければならない。

A - 12 次の記述は、航空局又は航空機局が遭難通報を受信した場合において、無線電話によりこれに応答するとき、順次送信しなければならない事項を無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

A	の呼出符号又は呼出名称	1回
B	の呼出符号又は呼出名称	1回
C	又はこれに相当する他の略語	1回
D	又はこれに相当する他の略語	1回

	A	B	C	D
1	自局	遭難通報を送信した航空機局	了解	遭難
2	自局	遭難通報を送信した航空機局	遭難	了解
3	遭難通報を送信した航空機局	自局	了解	遭難
4	遭難通報を送信した航空機局	自局	遭難	了解

A - 13 次の記述は、無線検査簿及び無線業務日誌の保存期間について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許人は、使用を終わった無線検査簿（現に免許を受けている無線局を廃止したうえ当該無線局の無線設備をそのまま継続使用することとして免許を受けた無線局であって総務大臣が別に告示するもの及び再免許を受けた無線局であって従前の無線局の無線検査簿をそのまま継続して使用するものを含む。）及び別表第4号の2に定める様式の無線局検査結果通知書を当該無線局の□A（定期検査を行わない無線局以外のものにあつては、当該無線局の次の定期検査の日）まで保存しなければならない。

使用を終わった無線業務日誌は、□B保存しなければならない。

	A	B
1	免許の有効期間満了の日	使用を終わった日から2年間
2	免許の有効期間満了の日	次の定期検査の日まで
3	再免許の日	使用を終わった日から2年間
4	再免許の日	次の定期検査の日まで

A - 14 次の記述は、無線局の検査について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るもの等を含む。）及び□A並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

の検査は、当該無線局についてその検査をの総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、の規定にかかわらず、□Bことができる。

の検査は、当該無線局の免許人から、の規定により総務大臣が通知した期日の1箇月前までに、当該無線局の無線設備等について総務大臣の認定を受けた無線設備等の点検の事業を行う者（「認定点検事業者」又は「認定外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該認定に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、の規定にかかわらず、□Cを省略することができる。

	A	B	C
1	技能	当該検査を省略する	その一部
2	技能	その時期を延期し、又は省略する	当該検査
3	員数	当該検査を省略する	当該検査
4	員数	その時期を延期し、又は省略する	その一部

B - 1 次に掲げる場合、免許人は、電波法の規定によりその無線局についてどのようにしなければならないか。許可を受けなければならない場合を1、届出をしなければならない場合を2として解答せよ。

ア 無線局を廃止するとき。

イ 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し又は無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするとき。

ウ 電気通信事業法第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者から電気通信業務（同法第2条第6号の電気通信業務をいう。）の委託を受けるため、無線局の目的を変更しようとするとき。

エ 航空機局のある航空機について、航空機の所有権の移転その他の理由により航空機を運行する者に変更があったため、免許人の地位を承継したとき。

オ 総務省令で定める軽微な事項について無線設備の変更の工事をしたとき。

B - 2 次の記述は、一方送信について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空機局は、その受信設備の故障により□アと連絡設定ができない場合で一定の□イにおける報告事項の通報があるときは、当該□アから指示されている電波を使用して一方送信により当該通報を送信しなければならない。

無線電話により□ウの規定による一方送信を行うときは、「□ウ」の略語又はこれに相当する他の略語を前置し、当該通報を□エしなければならない。この場合においては、当該送信に引き続き、次の通報の□オを通知するものとする。

- | | | | |
|------------------|-----------|----------|----------|
| 1 受信設備の故障による一方送信 | 2 地点 | 3 時刻又は場所 | 4 送信周波数 |
| 5 反復して送信 | 6 最寄りの航空局 | 7 責任航空局 | 8 送信予定時刻 |
| 9 一方送信 | 10 送信 | | |

B - 3 次の記述は、遭難通報の送信事項について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。[]内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報は、□ア（なるべく3回）に引き続き、できる限り、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、遭難航空機局以外の航空機局が送信する場合には、その旨を明示して、次に掲げる事項と異なる事項を送信することができる。

(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称（遭難通報のあて先を特定しない場合を除く。）

(2) 遭難した航空機の□イ又は遭難航空機局の呼出符号若しくは呼出名称

(3) □ウ

(4) 遭難した航空機の□エ

(5) 遭難した航空機の□オ及び針路

- | | | | |
|--------------|-------------|--------|---------------|
| 1 所有者若しくは運行者 | 2 乗客及び乗員の数 | 3 遭難信号 | 4 機長のとらうとする措置 |
| 5 遭難の種類 | 6 速度 | 7 緊急信号 | 8 識別 |
| 9 位置、高度 | 10 機長が求める助言 | | |

B - 4 次の記述は、局の執務時間について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空移動業務及び航空移動衛星業務の各局は、□アに正しく調整した正確な時計を備え付ける。

航空局又は航空地球局の執務は、その局が飛行中の航空機との無線通信業務に対して責任を負う全時間中□イとする。

飛行中の航空機局及び航空機地球局は、航空機の□ウに不可欠な通信上の必要性を満たすために業務を維持し、また、権限のある機関が要求する□エを維持する。さらに、航空機局及び航空機地球局は、安全上の理由がある場合を除くほか、関係の□オに通知することなく□エを中止してはならない。

- | | | | |
|-----------|-------------|--------------|--------------|
| 1 所属国の標準時 | 2 安全及び正常な飛行 | 3 無休 | 4 随時 |
| 5 聴守 | 6 効率的な運航 | 7 協定世界時（UTC） | 8 航空局又は航空地球局 |
| 9 通信連絡 | 10 運航管理機関 | | |

B - 5 次に掲げるもののうち、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、電波法の規定により総務大臣から受けることがある処分に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 3箇月以内の期間を定めて、無線設備の操作の範囲を制限される。
- イ 3箇月以内の期間を定めて、その業務に従事することを停止される。
- ウ 3箇月以内の期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の運用を制限される。
- エ 無線従事者の免許を取り消される。
- オ 3箇月以内の期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の免許の効力を停止される。

B - 6 次に掲げる書類のうち、電波法及び電波法施行規則の規定により義務航空機局に備え付けておかなければならないものとして正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 電波法及び電波法に基づく命令の集録
- イ 免許状
- ウ 無線従事者選解任届の写し
- エ 無線業務日誌
- オ 航空局の局名録